

# 空き家バンク制度のご案内

STEP 1

## 利用者登録の申込

利用者登録専用の入力フォームより申請を行ってください



<http://req.qubo.jp/sagayama/form/akiyabank>

※佐賀市地域政策課、富士支所、三瀬支所、大和支所の窓口でも申請は可能です。  
※登録者の方の身分証明書のご提示が必要となります。窓口、または空き家見学会の際にコピーをご提出ください。【運転免許証、マイナンバーカード（写真の面）、パスポートなどいずれか1点】

STEP 2

## 利用申込の審査後、登録通知書を送付

内覧希望の物件をご連絡ください。

※空き家のオーナー様、不動産業者の立ち合いでの内覧になります。見学会の日時が決定しましたらご連絡します。

STEP 3

## 空き家見学会

※申請の際に身分証明書のご提示がお済でない方は見学会の時にご提示をお願いいたします。

【運転免許証、マイナンバーカード（写真の面）、パスポートなどいずれか1点】

STEP 4

## 自治会懇談会

懇談会への出席は次の契約交渉に進む必須条件となります。  
ご本人様の出席ができない場合は、代理の方の出席をお願いします。  
両者ともに出席不可の場合は棄権とみなします。

STEP 5

## 契約交渉の申し込み

交渉希望の方の情報を、空き家のオーナー様、仲介される不動産業者へご連絡させていただきますのでご了承ください。

STEP 6

## 選考結果の通知

空き家オーナー様と自治会の方々の話し合いにより、契約交渉に進む方が決定されます。

STEP 7

## 契約交渉

空き家のオーナー様、不動産業者、購入希望者様での協議となります。佐賀市は立ち合いません。

### 契約交渉権を得られなかった方

随時、空き家物件をホームページ（佐賀市・さがし山ぐらし）でご案内しております。機会がありましたら他物件の閲覧もぜひ宜しくお願いいたします。

### 【ご連絡】

- ・空き家バンク制度の利用登録の有効期間は登録日より2年間です。
- ・登録内容に変更があった場合は、「利用者登録変更届出書」をご提出ください。
- ・空き家の利用を希望しなくなった場合は、「登録抹消届出書」をご提出ください。



【空き家バンク担当／お問い合わせ先】

佐賀市 地域政策課 中山間地域支援係

Tel : 0952-40-7211

Mail: chiiki@city.saga.lg.jp